

○肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱

	平成15年10月1日付け15農畜機第48号-5
一部改正	平成16年4月1日付け16農畜機第14号
一部改正	平成20年4月1日付け20農畜機第55号
一部改正	平成20年12月1日付け20農畜機第3471号
一部改正	平成25年4月1日付け24農畜機第4940号
一部改正	平成26年4月1日付け25農畜機第5413号
一部改正	平成28年3月25日付け27農畜機第5526号
一部改正	平成29年3月16日付け28農畜機第6262号
一部改正	平成31年3月18日付け30農畜機第7221号
一部改正	令和2年3月26日付け元農畜機第7632号
一部改正	令和3年3月25日付け2農畜機第7002号
一部改正	令和5年3月30日付け4農畜機第7321号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、肉用子牛価格の動向等にかんがみ、肉用子牛価格の安定を図る事業に対し、補助することとし、もって肉用牛の生産及び経営の安定的発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び畜産業振興事業の実施について（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（昭和47年8月25日に社団法人肉用牛価格安定基金全国協会という名称で設立された法人をいう。以下「全国協会」という。）とする。

第2 事業の内容

この事業は、全国協会が、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「法」という。）に基づき、肉用子牛の生産者に対し、生産者補給金を交付する業務を行う都道府県知事の指定を受けた都道府県肉用子

牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）に対して、生産者補給金の一部に充てるための生産者積立金の不足に伴い第4により融資する事業（以下「生産者積立金融資事業」という。）を行うのに必要とする資金に充てるため、融資準備財産を造成する事業とする。

第3 融資準備財産の造成

- 1 全国協会は、機構からの補助金（その果実を含む。）及び次に掲げる財産をもって、融資準備財産を設けるものとする。
 - (1) 「肉用子牛価格安定事業の廃止等に伴う助成実施要綱の一部改正等について」（平成2年3月6日付け元畜団第1525号）の記の1による改正前の肉用子牛価格安定事業特別強化対策事業助成実施要綱（昭和62年2月28日付け61畜団第1723号。以下「旧助成実施要綱」という。）第3の融資等準備財産（(3)において「融資等準備財産」という。）の残余の財産
 - (2) 融資準備財産に係る償還金
 - (3) 融資等準備財産に係る償還金
 - (4) 肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱（昭和62年2月28日付け62畜A第600号農林水産事務次官依命通知）に基づき農林水産省生産局長が指定した財産
 - (5) (1)から(4)までに掲げる財産から生ずる果実

第4 生産者積立金融資事業の実施

- 1 全国協会は、肉用子牛価格の大幅かつ長期にわたる異常低落により、指定協会において生産者積立金に不足を生じた場合には、指定協会に対し、生産者積立金の不足に伴い必要とする資金に充当するため、融資準備財産から次の条件で融資を行うことができるものとする。
 - (1) 貸付利率
無利子
 - (2) 償還期限
8年以内とし、うち4年以内の据置期間を設ける。ただし、全国協会は融資を受けた指定協会において、各年度末において生産者積立金及び特別の積立金に残余がある場合には肉用子牛の価格動向等を勘案し、残余の額を限度として、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができるものとする。
 - (3) その他
ア 融資準備財産からの借入れについて、当該指定協会の定款に定める機関の議決を経ていること。

イ 当該指定協会の運営状況等からみて、その実行が確実であると認められる返済計画を有するものであること。

ウ 都道府県その他当該指定協会の会員等が生産者に対し適正体重、適正月齢等による出荷指導を行う等により子牛価格の回復に努めていること。

エ 当該指定協会による借入金の返済が確実に行われるよう、都道府県による指導・監督が十分に行われるものであること。

2 融資規程の作成

全国協会は、生産者積立金融資産に関する規程を定め、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

3 関係書類の都道府県経由

指定協会が借入れの申込を行うに当たっての借入申込書及び全国協会が貸付決定を行う場合の貸付決定通知書の送付については、都道府県を経由して行うものとする。

4 報告

借入れの申込みを行った指定協会及び貸付の決定を受けた指定協会は、その借入申込書及び貸付決定通知書の写しを都道府県知事に提出するものとする。

5 事業の実施期間

この事業の実施期間は平成2年度から令和6年度までとする。

第5 融資準備財産の管理運用

1 全国協会は、融資準備財産を他の勘定と区分して経理するものとする。

2 全国協会は、生産者積立金融資産を行う場合を除き、融資準備財産を取り崩してはならないものとする。ただし、融資準備財産の果実に相当する範囲内で、全国協会及び指定協会の管理運営の改善並びに生産者積立金融資産及び法に基づく肉用子牛生産者補給金制度の円滑な実施に要する経費のうち、特に必要と認めるものとして理事長の承認を得たものに使用する場合はこの限りではない。

なお、当該承認に当たっては、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）を適用するものとする。

3 融資準備財産の余裕金の運用は、銀行への預金若しくは金銭信託若しくは郵便貯金又は国債、地方債その他金融機関の発行する債券の取得によらなければならない。

- 4 全国協会は、融資準備財産の内容を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を融資準備財産を閉鎖した年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。
- 5 前項に基づき整備保管すべき帳簿及び関係証拠書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができるものとする。
- 6 全国協会は、事業の実施状況を勘案して融資準備財産の全部又は一部について必要がないと認められるため理事長から返還の指示があった場合、これを機構に返還するものとする。

第6 補助金の額

機構が全国協会に対し交付する補助金の額は、予算の範囲内で、別表に掲げる補助率により算定した額とする。

第7 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

全国協会は、補助金の交付を受けようとする場合には、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号により補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めたときは、交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 全国協会は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第2号により概算払請求書を理事長に提出するものとする。

3 実績報告書

全国協会は、補助事業が完了した日（機構からの補助金が融資準備財産の資金として入金管理された日をいう。）から起算して20日以内に別紙様式第3号により実績報告書を理事長に提出するものとする。

第8 融資準備財産の管理状況等の報告等

1 融資準備財産の管理状況等の報告

全国協会は、毎年度、四半期ごとの指定協会への融資状況等を取りまとめ、当該四半期終了後速やかに別紙様式第4号により理事長に報告するとともに、当該年度の融資準備財産の管理状況等を取りまとめ、翌年度の4月30日までに、別紙様式第5号により理事長に報告するものとする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、事業実施及び事業実績について

必要に応じ、全国協会に対し、調査し又は報告を求めることができるものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 全国協会は、機構に対して第7の1の補助金交付申請書又は第5の2のただし書に規定する経費の使用承認申請書を提出するに当たり、第5の2の規定に基づき融資準備財産を取り崩して充てることができる経費のうち補助金に係るもの（第5の2のただし書の規定に基づき使用する経費を含む。以下同じとし、「取崩経費」という。）に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額又は当該経費の使用承認申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 全国協会は、1のただし書により申請をした場合において、第7の3に係る事業実績又は第8の1に係る融資準備財産の管理状況等を報告するに当たり、取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額又は融資準備財産の管理状況等の額から減額して報告しなければならない。
- 3 全国協会は、1のただし書により申請をした場合において、第7の3に係る事業実績又は第8の1に係る融資準備財産の管理状況等を報告した後において、消費税及び地方消費税の申告により取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第6号の肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を融資準備財産に返戻しなければならない。

また、取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日又は第8の1に係る肉用子牛補給金制度特別強化対策事業管理状況報告書を提出した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

- 4 全国協会は、融資準備財産を閉鎖した後において、消費税及び地方消費税

の申告により取崩経費に係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第7号の肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖後）を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、融資準備財産を閉鎖した日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第10 電子情報処理組織による申請等

- 1 全国協会は、第4の2の規定による融資規程の承認及び変更、第7の1の規定による補助金の交付申請、第7の2の（2）の規定による概算払請求、第7の3の規定による実績報告、第8の1の規定による融資状況報告及び管理状況報告並びに第9の3及び4の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができるものとする。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 全国協会は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った全国協会に対する通知、承認、指示及び命令については、全国協会が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法によることができるものとする。
- 4 全国協会が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

第11 その他

- 1 平成2年度においては、第5の2中「融資準備財産の果実」とあるのは、「旧助成要綱第3の融資等準備財産の運用益」とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

附 則（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）

- 1 本要綱の制定に伴い、肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業助成実施要綱（昭和62年2月28日付け61畜団第1723号）は廃止する。
- 2 この要綱の制定前の肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業助成実施要綱（昭和62年2月28日付け61畜団第1723号）による補助については、本要綱による補助とみなす。

附 則（平成20年4月1日付け20農畜機第55号）

この要綱の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第4940号）

この要綱の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日付け25農畜機第5413号）

- 1 この要綱の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第9の2から4までの規定については、平成25年度の取崩経費に関する融資準備財産の管理状況等の報告から適用する。
- 2 本要綱の改正に伴い、畜産業振興事業に係る消費税及び地方消費税取扱要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）は廃止する。

附 則（平成28年3月25日付け27農畜機第5526号）

この要綱の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日付け28農畜機第6262号）

この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月16日付け28農畜機第6262号）

この要綱の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月18日付け30農畜機第7221号）

この要綱の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日付け元農畜機第7632号）

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日付け2農畜機第7002号）
この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日付け4農畜機第7321号）
この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

別 表

補助対象経費	補助率
全国協会が融資準備財産を造成するのに要する経費	定 額

別紙様式第1号

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業に係る融資準備財産を下記のとおり造成したいので、肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱第7の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 融資準備財産造成計画
融資準備財産造成必要額 円
同上の算出基礎
- 4 事業完了予定年月日（補助金が融資準備財産として入金管理される日）
令和 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 定款、業務方法書
 - (2) 前年度の事業（業務）報告書及び当該年度の事業（業務）計画書（注）添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第2号

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業について、下記により補助金 円を概算払により交付されたく肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱第7の2の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額 円

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金
口座番号 〇〇〇〇 口座名義〇〇〇

別紙様式第3号

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業について、下記のとおり実施したので肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき関係書類を添えて事業実績を報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 融資準備財産造成実績 円

4 事業完了年月日

令和 年 月 日

5 添付書類

機構から交付を受けた補助金が融資準備財産に入金管理されたことを証する金融機関の発行する書類

別紙様式第4号

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業融資状況報告書
(令和 年度第 四半期現在)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業融資準備財産管理状況を肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 指定協会への融資状況 (令和 年度第 四半期)

時期	協会名	前期末 融資残高 ①	当 期 融資額 ②	当 期 償還額 ③	当期末 融資残高 ①+②-③	備考
		円	円	円		
計						

2 融資準備財産の状況（令和 年度第 四半期）

前期繰越額		当期増加額		当期減少額		次期繰越額	
普通預金	円	機 構 補助金	円	融資額	円	普通預金	円
定期預金		償還金				定期預金	
その他 ()		運用果実				その他 ()	
		その他 ()		その他 ()			
計							

(注) 現金ベースで記載すること。

別紙様式第5号

肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業管理状況報告書
(令和 年 月 日現在)

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度における肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業融資準備財産管理状況を肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業実施要綱第8の1の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

融資準備財産の状況

前年度繰越額		本年度増加額		本年度減少額		次年度繰越額	
普通預金	円	機 構 補助金	円	融資額	円	普通預金	円
定期預金		償還金				定期預金	
その他 ()		運用果実				その他 ()	
		その他 ()		その他 ()			
計							

(注) 現金ベースで記載すること。

別紙様式第6号

令和 年度肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業に
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業について、肉用子牛
生産者補給金制度特別強化対策事業第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

(なお、併せて取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を融資準
備財産に返戻します。)【返戻がある場合、記入すること。】

記

- 1 融資準備財産管理状況報告額 金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による肉用子牛生産者補給金制度特別強化
対策事業管理状況報告書の「本年度減少額」)

【第7の3に係る事業実績の額を記入する場合は、「融資準備財産管理状況報
告額(令和 年 月 日付け 第 号による肉用子牛生産者補給金制度特
別強化対策事業管理状況報告書の「本年度減少額」)」を「補助金等に係る
予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条
の補助金の額の確定額(令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額
の確定通知額)」とすること。】

- 2 融資準備財産管理状況報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

【第7の3に係る事業実績報告書の提出時に仕入れに係る消費税等相当額を減じた場合は、「融資準備財産管理状況報告時に」を「補助金の額の確定時に」とすること。】

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円

4 融資準備財産返戻相当額（3－2） 金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別紙様式第7号

令和 年度肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業に
係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（基金閉鎖後）

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年度肉用子牛生産者補給金制度特別強化対策事業について、肉用子牛
生産者補給金制度特別強化対策事業第9の4の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

（なお、併せて取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を融資準
備財産に返還します。）【返戻がある場合、記入すること。】

記

- 1 融資準備財産管理状況報告額 金 円
（令和 年 月 日付け 第 号による肉用子牛生産者補給金制度特別強化
対策事業管理状況報告書の「本年度減少額」）
- 2 融資準備財産管理状況報告時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 融資準備財産返戻相当額（3－2） 金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 取崩経費に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料